（顧客の暗号資産を担保に供する行為等の制限）

第四十三条の十六　金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業に関して管理する顧客の暗号資産を担保に供する場合（当該金融商品取引業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約に基づき顧客が当該金融商品取引業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権を担保に供する場合を含む。）又は他人に貸し付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならない。

2　第三十四条の二第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

（対象暗号資産の弁済）

第四十三条の十七　金融商品取引業者との間で当該金融商品取引業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該金融商品取引業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に関し、対象暗号資産（当該金融商品取引業者が第四十三条の十四第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理する顧客の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2　民法第三百三十三条の規定は、前項の権利について準用する。

3　第一項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

（対象暗号資産の弁済への協力）

第四十三条の十八　金融商品取引業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他の当該金融商品取引業者の関係者は、当該金融商品取引業者がその行う暗号資産取引業に関し管理する顧客の暗号資産に係る前条第一項の権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

第四十四条の二第一項第一号中「信用取引」の下に「及び暗号資産信用取引」を、「有価証券」の下に「又は暗号資産」を加える。

第四十四条の三第一項第一号中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加える。

第四十四条の四の見出し中「引受人」を「引受人等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定暗号資産の特定暗号資産引受人となつた金融商品取引業者は、当該特定暗号資産を売却する場合（他の暗号資産と交換する場合を含む。）において、特定暗号資産引受人となつた日から六月を経過する日までは、その相手方に対し買入代金（他の暗号資産と交換する場合にあつては、当該他の暗号資産）につき貸付けその他信用の供与をしてはならない。

第三章第三節第一款の款名及び第四十六条中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

4　金融商品取引業者（暗号資産等管理業務を行う者に限る。）は、第一項の規定により事業報告書を提出し、及び第二項の規定により報告するほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産取引業に関し管理する顧客の金銭の額及び暗号資産の数量その他これらの管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

5　前項の報告書には、暗号資産取引業に関し管理する顧客の金銭の額及び暗号資産の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第四十六条の四中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削る。

第四十六条の五第一項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条第二項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、「補てん」を「補塡」に改める。

第四十六条の六第一項中「有価証券」の下に「又は暗号資産」を加え、同条第三項中「三月間、」の下に「内閣府令で定めるところにより、これを」を加え、「又は」を「若しくは」に、「備え置き、」を「備え置いて」に、「供しなければ」を「供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第三章第三節第二款の款名中「第一種金融商品取引業」の下に「及び暗号資産取引業」を加える。

第四十七条中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第四十七条の三中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を「又は」に改める。

第四十九条の三第一項中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第五十条第一項第六号中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改める。

第五十条の二第一項第八号中「第十一項及び第十二項において同じ。）が」を「）が」に改め、同条第四項中「第四十一条の五まで」の下に「、第四十三条の六」を加え、「第七号から第十号まで」を「第八号から第十一号まで」に改め、同条第六項に次のただし書を加える。

ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、掲示することを要しない。

第五十条の二第八項中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加え、「及びデリバティブ取引等」を「並びにデリバティブ取引等」に、「及び第五十七条の九」を「、第五十七条の九及び第四節の三」に改め、「占有する財産」の下に「並びに管理する顧客の暗号資産（第五十六条第一項、第五十七条の九及び同節において「顧客財産」という。）」を加え、「返還しなければ」を「顧客に返還し、又は移転しなければ」に改め、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11　次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録は、その効力を失う。

一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者に限る。）が第六十六条の登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する有価証券売買媒介等業務の種別に係るものに限る。次項第一号において同じ。）若しくは第六十六条の五第四項の変更登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する有価証券売買媒介等業務の種別の追加に係るものに限る。次項第一号において同じ。）を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたとき。

二　金融商品取引業者（暗号資産取引業のみを行う者に限る。）が第六十六条の登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する暗号資産売買媒介等業務の種別に係るものに限る。次号ロ並びに次項第二号及び第三号ロにおいて同じ。）又は第六十六条の五第四項の変更登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する暗号資産売買媒介等業務の種別の追加に係るものに限る。次項第二号において同じ。）を受けたとき。

三　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業のみを行う者に限る。）が次のいずれかに該当する場合

イ　第六十六条の登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する有価証券売買媒介等業務及び暗号資産売買媒介等業務の種別に係るものに限る。次項第三号イにおいて同じ。）を受けたとき。

ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録又は同法第十六条第一項の変更登録を受け、かつ、第六十六条の登録を受けたとき。

12　次の各号のいずれかに該当するときは、前項第三号に規定する場合を除き、当該金融商品取引業者は、当該各号に定める内容の第三十一条第四項の変更登録を受けたものとみなす。

一　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者を除く。）が第六十六条の登録若しくは第六十六条の五第四項の変更登録を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたとき　第一種金融商品取引業を行わない旨

二　暗号資産取引業を行う金融商品取引業者（暗号資産取引業のみを行う者を除く。）が第六十六条の登録又は第六十六条の五第四項の変更登録を受けたとき　暗号資産取引業を行わない旨

三　第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業のみを行う者を除く。）が次のいずれかに該当する場合　第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行わない旨

イ　第六十六条の登録を受けたとき。

ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録又は同法第十六条第一項の変更登録を受け、かつ、第六十六条の登録を受けたとき。